

2026 年度夏の三者総会 議案書

2026 年 8 月 3 日 (月) 開催

概要

本議案書は、2026 年 8 月 3 日 (月) 開催の 2026 年度夏の学校三者総会に提出されたものである。

目次

1	2026 年度予算案	2
1.1	収入予定 (概算)	2
1.2	支出予定	2
2	来年度の開催形態について	4
2.1	議決を求める事項	4
2.2	議案提出の背景	4
2.3	2026 年度の開催状況と今後の検討方針	5
2.4	想定される質疑	5
3	高エネルギーパート休止の現状と名称変更	6
3.1	本議案の背景と経緯	6
3.2	高エネルギーパート再興が困難な要因	7
3.3	再考: 高エネルギーパートの将来について	7
3.4	高エネルギーパート廃止に伴う名称変更	8
3.5	想定質問集	9
4	ハラスメント相談窓口の外部委託の提案	10
4.1	ハラスメント対策委員会の現状	10
4.2	外部機関の詳細及び委託業務について	11
4.3	外部委託による費用の財源について	12
4.4	外部機関設置後の委員会の業務について	12
4.5	想定される質問とその回答	12

1 2026 年度予算案

2026 年 7 月 29 日

文責：東家聖 (大阪大学)

1.1 収入予定 (概算)

- (1) 前年度繰越金：¥847,811
- (2) 参加費：¥4,000 × 363 = ¥1,452,000
- (3) 外部団体への援助・協賛申請 (内訳は下表) :¥990,824

団体名	内容	今年度申請額
素粒子論グループ	施設使用料・旅費補助	450,000
基研	講師等旅費	490,824
RCNP	協賛, 原子核研究出版費	出版費
KEK	協賛	0
仁科加速器センター	協賛	0
日本物理学会	共催分担金	50,000
申請額合計		999,056

- (4) 静岡県東部地域コンベンションビューロー コンベンション開催支援助成金：¥500,000

収入合計：(1) + (2) + (3) + (4) = ¥3,790,635

1.2 支出予定

各役職校からの予算申請を元に作成、内訳は次節以降に記載。

- (1) 旅費補助：¥1,767,251
- (2) 各役職校支出：¥1,179,053

役職名	今年度予算案	前年度決算額 *1
三者センター校	10,000	3,905
三者事務局校	0	0
三者準備校	1,126,620	511,343
三者企画校	28,237	16,452
素粒子論パート準備校	6,140	0
素粒子論パート講義録校	0	0
原子核パート校	8,056	0
計	1,179,053	531,700

- (3) 次年度繰越金 :¥844,331

★1 前年度決算は 2025 年度三者センター校の決算報告に基づいている。

支出合計：(1) + (2) + (3) = ¥3,790,635

1.2.1 各三者役職校の支出予定項目

- 三者センター校 (大阪大学)

申請項目	申請額
振込手数料	10,000
計	10,000

振込手数料: 旅費補助の振り込み手数料。

- 三者準備校 (北海道大学)

申請項目	申請額
施設使用料	820,800
備品貸出料	289,880
備品送料	7,340
消耗品代	8,600
計	1,126,620

施設使用料: 会場「沼津プラザヴェルデ」を 8/2 から 8/6 まで使用予定。8/5 に 401, 402 を追加で使用する分を上乗せした。

備品貸出料: 会場内において使用する備品 (マイク、プロジェクターなど) を借りる予定。(音響基本セットなど) 追加で必要な分を上乗せした。

備品送料: 次年度準備校への運搬費を 5,000 円と見積もっているが、前年度準備校からの運搬費 2,340 円を上乗せした。

消耗品代: 名札 100 枚&マジックテープ 75m(25m × 3 セット) 分

- 三者企画校 (千葉大学・総合研究大学院大学)

申請項目	申請額
共通講義・キャリアフォーラム講師の懇親会費	22,000
賞状・表彰状 (21 枚)	6,237
計	28,237

共通講義・キャリアフォーラム講師の懇親会費: 懇親会一人当たり 4,400 円想定で計算。共通講義講師 1 名、キャリアフォーラム講師 4 名で算出。

賞状・表彰状 (21 枚): ポスター賞、口頭発表賞受賞者への表彰。以下のページから算出:<https://d-shojo.com/sj/page/price/index.html>

1.2.2 各パート役職校の支出予定項目

- 素粒子論パート準備校 (埼玉大学)

申請項目	申請額
機材運送費（ゆうパック・140 サイズ）	4,340
32GB SD カード（2 枚）	1,500
養生・布粘着テープ（各々 1 つ）	300
計	6,140

機材運送費: ゆうパックで機材を運送する。金額は夏学期前に埼玉大学→沼津郵便局（2,170 円）、最終日に沼津郵便局→次年度のパート準備校（2,170 円）。

32GB SD カード（2 枚）: 未使用の 32GB SD カードが現在 1 枚のみのため、補填として 2 枚分の費用を申請。

養生・布粘着テープ（各々 1 つ）: 粘着テープが欠品しているため、養生テープ・布粘着テープを各種一つずつ購入予定。

- 原子核パート校（筑波大学）

申請項目	申請額
ポケット Wi-Fi	2,660
変換器（HDMI,VGA↔USB-C）	2,698
変換器（HDMI,VGA↔USB-A）	2,698
計	8,056

ポケット Wi-Fi: 講義の zoom 録画のため。<https://x.gd/FrJVh> より。

変換器（HDMI,VGA↔USB-C）: 研究会、講義で用いるため。<https://x.gd/P3Q0h> より。

変換器（HDMI,VGA↔USB-A）: 研究会、講義で用いるため。<https://x.gd/v1Dzi> より。

2 来年度の開催形態について

2026 年 7 月 22 日

文責：西尾勇哉（北海道大学）

2.1 議決を求める事項

「2027 年度の原子核三者若手夏の学校の開催形態および会場については、
2026 年度の開催実績および引継ぎ事項を踏まえ、2027 年度役職校が協議の上で決定する。」

なお、本議決は 2027 年度の開催に限るものとし、2028 年度以降の開催形態およびその決定方法を定めるものではない。

2.2 議案提出の背景

2025 年度の原子核三者若手夏の学校（以下、「夏の学校」という。）は、国立オリンピック記念青少年総合センター（以下、「オリンピックセンター」という。）において開催された。

オリンピックセンターでの開催は、2019 年度夏の三者総会において、2018 年度事務局校代表の畠山氏より「会場の固定」が提案され、その後の三者総会において、オリンピックセンターを固定会場とすることが決定されたことに基づくものである。

しかし、2025 年度夏の学校の参加者数は 323 名であり、オリンピックセンターにおける最大規模の講義室

の収容人数である 300 名を上回った。そのため、全参加者を一つの講義室に収容することができず、従来の開催形態をそのまま継続することが困難であることが明らかとなった。

この状況を受け、2025 年度夏の三者総会において、2025 年度センター校代表の神田氏より、2026 年度以降の開催形態を見直す提案がなされた。同総会における議論および議決を踏まえ、2026 年度役職校が検討および関係各所との調整を行った結果、2026 年度夏の学校は、静岡県沼津市のプラサヴェルデにおいて開催されることとなった。

2.3 2026 年度の開催状況と今後の検討方針

2026 年度夏の学校の参加登録者数は、2026 年 7 月 22 日現在で 365 名であり、2025 年度の参加者数 323 名を上回っている。今後も同程度の参加者数が見込まれる場合には、多数の参加者を収容できる MICE 施設等を会場とする開催形態が、有力な選択肢になると考えられる。

一方で、適切な開催形態および会場は、参加者数だけでなく、会場の収容人数、施設利用料、交通アクセス、周辺の宿泊施設、飲食の手配、自治体等からの補助、役職校の運営負担など、年度ごとに異なる複数の事情を踏まえて検討する必要がある。また、2025 年度夏の三者総会において提案・検討された合宿形式、ハイブリッド形式、参加人数の制限等についても、今後の状況によっては選択肢となり得る。

2026 年度のプラサヴェルデにおける開催については、参加者数、会場運営、収支、宿泊および飲食の状況、参加者からの意見、自治体等による支援の状況などを取りまとめ、2027 年度役職校に引き継ぐ予定である。その際には、過去にオリンピックセンターを固定会場とする方針が決定された経緯についても、併せて共有する必要がある。

しかし、2026 年度夏の学校の開催実績を十分に検証できない現時点において、2027 年度の会場を特定の施設に固定することは適切でない。また、会場の予約や関係機関との調整を円滑に進めるためには、2027 年度役職校が、引継ぎ後の状況に応じて柔軟かつ速やかに開催形態および会場を決定できる体制とすることが望ましい。

以上を踏まえ、2027 年度夏の学校の開催形態および会場については、2026 年度の開催実績および引継ぎ事項を踏まえ、2027 年度役職校が協議の上で決定することを提案する。

2.4 想定される質疑

1. 本議案は、2028 年度以降についても、各年度の役職校が開催形態および会場を決定することを定めるものか。

本議案の対象は 2027 年度の開催に限られる。2028 年度以降の開催形態およびその決定方法については、本議案では定めない。

2. 2027 年度もプラサヴェルデで開催することを、現時点で決定しないのはなぜか。

2026 年度の開催実績を十分に検証できない現時点では、プラサヴェルデを今後も継続して使用することが適切であるかを判断するための情報が不足しているためである。

また、適切な会場は、参加者数、施設利用料、宿泊事情、交通アクセス、自治体等からの補助の有無などによって変わり得る。したがって、2026 年度の開催実績を踏まえた上で、2027 年度役職校が改めて判断することが適切であると考えられる。

3. 過去に決定されたオリンピックセンターへの会場固定は、本議案によって撤回されるのか。

本議案は、オリンピックセンターを固定会場とする過去の決定を恒久的に撤回するものではない。ただ

し、2027 年度の開催については、過去の固定方針によらず、2027 年度役職校が開催形態および会場を決定することを認めるものである。

2028 年度以降の開催形態および会場については、本議案では定めない。

4. **なぜ今回の総会で、2027 年度の具体的な会場まで決定しないのか。**

2026 年度夏の学校が終了しておらず、会場運営、収支、参加者からの評価、自治体等による支援の実績を十分に検証できないためである。

これらの情報が揃っていない段階で会場を決定するよりも、開催後に実績を整理し、その内容を引き継いだ 2027 年度役職校が判断する方が適切であると考ええる。

5. **2027 年度役職校が会場を決定した後、改めて三者総会の議決を得る必要はあるか。**

本議案が可決された場合、2027 年度の開催形態および会場の決定は、2027 年度役職校に委ねられる。そのため、原則として、会場を決定するために改めて三者総会の議決を得る必要はない。

ただし、決定した開催形態および会場、その判断理由については、メーリングリストや三者総会等を通じて構成員に報告する。

6. **開催形態および会場は、どのような点を考慮して決定するのか。**

本議案では、2027 年度役職校を拘束する具体的な選定基準までは定めない。

開催形態および会場の決定に当たっては、参加見込み人数、会場の収容人数、開催に要する費用、参加者の経済的負担、交通アクセス、自治体等からの補助、懇親会の手配、役職校の運営負担などを総合的に考慮することを想定している。

7. **ハイブリッド開催や参加人数の制限は、今後の選択肢から除外されるのか。**

除外されない。現地会場の収容人数、参加希望者数、費用、運営体制等によっては、ハイブリッド開催や参加人数の制限を含む開催形態についても検討する可能性がある。

3 高エネルギーパート休止の現状と名称変更

2026 年 7 月 27 日

文責：吉村源樹 (大阪大学)

3.1 本議案の背景と経緯

本議案は、高エネルギーパートの長期休止を受け、本会における高エネルギーパートの位置付けおよび本会名称の在り方について審議いただくものである。議論の契機となったのは、2026 年 1 月の基礎物理学研究所への援助申請において、「高エネルギーパートが長期間活動していない以上、『原子核三者若手夏の学校』という名称は現在の活動実態と整合していないのではないか」との指摘を受けたことである。基礎物理学研究所は本会運営資金のおよそ 3 分の 1 を拠出いただいている主要な後援機関の一つであり、この指摘を受け、本会として高エネルギーパートの今後の位置付けと名称について改めて総会で議論する必要が生じた。

原子核素粒子三者若手 (YONUPA) は、「原子核三者若手夏の学校」として、原子核・素粒子・高エネルギーにわたる広範な分野の学部生・大学院生・若手研究者が一堂に会する交流の場を提供してきた。これらの分野は学術的・技術的にも密接に関係しており、分野の枠を越えて若手研究者が交流し、互いの研究や知見を共有

する機会は、本会の重要な役割の一つとなっている。

本会は素粒子、原子核、高エネルギーの 3 パートで構成されている。特に「高エネルギーパート」では、素粒子・原子核実験における、検出器・加速器・データ取得システムなどの技術的基盤を焦点に当ててきた。

高エネルギーパートの運営は 20 年以上にわたり本会の課題であり続けている。2005 年度には運営校の確保が困難となり、一度は活動休止が検討されたものの、高エネルギー委員会の支援および東京大学 ICEPP 学生有志の協力により、2006 年度以降も活動を継続することとなった [1,2]。その後も参加者数と担当校不足は改善せず、2016 年度には、やむなく高エネルギーパートを休止するに至った [3]。

休止後も、高エネルギー分野とのつながりを維持するため、2019 年度には中家剛氏による講義が実施されたほか、歴代センター校・事務局校は高エネルギー物理春の学校での広報活動、大学へのポスター掲示、参加者調査などを継続し、高エネルギーパート再興の可能性を精力的に模索してきた。しかし、これらの取り組みにもかかわらず、直近 5 年以上にわたり、高エネルギー分野からの参加者数は 5 名を下回っている。その結果、学生・若手研究者による高エネルギーパート校の編成は、現在に至るまで実現していない。

高エネルギーパートの休止は本来一時的措置として決定されたものであった。しかし、休止から約 10 年が経過した現在も再開の見通しは立っておらず、本会として高エネルギーパートの位置付けおよび本会名称について改めて方針を定める時期に来ている。

参考資料

1. 2006 年度春の三者総会議案書「高エネルギーパートの再開について」.
2. 2015 年度夏の三者総会追加議案・議事録.
3. 2015 年度夏の三者総会議事録.

3.2 高エネルギーパート再興が困難な要因

高エネルギーパートの再興が進まない背景には、高エネルギー分野特有の事情がある。高エネルギー実験では夏季休暇中に長期間の共同利用実験が実施されることが多く、夏開催である本会への参加や運営校の編成を元来より制約する要因となっていた。更に、本会高エネルギーパートと競合するイベントとして、高エネルギー物理春の学校が 2011 年より開催されている [1]。同スクールは現在約 100 名が参加する大規模な合宿として定着しており、結果的に本会への参加需要低減は以前にも増して深刻化していると考えられる。

参考資料

1. 高エネルギー物理春の学校 2026 HP: <https://www-conf.kek.jp/hepss2026/>

3.3 再考: 高エネルギーパートの将来について

第 3.1 節で述べたとおり、高エネルギーパートについては 2016 年度の休止以降も再興に向けた取り組みを継続してきたものの、現在に至るまで主体的な運営体制は確立されていない。一方で、本会は「原子核三者若手夏の学校」の名称を掲げて活動を続けており、本年の基礎物理学研究所との予算申請では、この点について実態との整合性を改めて検討すべきとの指摘を受けた。

本総会では、高エネルギーパートを今後どのように位置付けるかについて明確な方策を定める必要がある。そこで、以下の二案について審議・決議をお願いしたい。

■(A) 高エネルギーパート再興に向けた計画を策定する

高エネルギーパートを本会の正式な構成要素として維持し、その再興に向けた具体的な計画を定める案である。

第 3.1 節で述べたとおり、高エネルギーパートは休止から約 10 年を経ても再建には至っていない。この経緯は、YONUPA 単独での再興が本質的に困難であることを示している。本案を採択する場合には、外部機関の支援・協力を前提とした新たな再建計画を策定する必要がある。

具体的には、以下の事項について計画を定め、次年度以降のセンター校・事務局校へ引き継ぐことを前提とする。

- 高エネルギー分野の関係機関との協力・支援体制の構築
- 高エネルギー分野の学生コミュニティとの連携および運営支援体制の確立
- 外部機関の支援を前提とした高エネルギーパート担当校および運営体制の再編
- パート再開に向けた工程および目標年度の策定

本案を採択する場合、本会名称「原子核三者若手夏の学校」は維持される。

■(B) 高エネルギーパートを正式に廃止する

高エネルギーパートは 2016 年度以降、継続的なパート運営が行われておらず、その後も再興には至っていない。この現状を踏まえ、高エネルギーパート校を本会の正式な構成要素から外し、高エネルギーパートを休止から廃止へと切り替える案である。

本案は、高エネルギー分野の研究者・学生の参加を制限するものではない。本会は今後も原子核・素粒子・高エネルギーを含む広い分野の若手研究者の交流を目的とする団体であり、高エネルギー分野の講義や企画を必要に応じて実施することを妨げるものではない。一方で、「高エネルギーパート」として独立した運営体制は設けないものとする。

本案を採択する場合には、本会の日本語名称「原子核三者若手夏の学校」は運営体制と整合しなくなるため、次節において日本語名称の変更について併せて審議する。

3.4 高エネルギーパート廃止に伴う名称変更

本節は、前節において「(B) 高エネルギーパートを正式に廃止する」が採択された場合に審議いただく事項である。

高エネルギーパートを本会の正式な構成要素から外す場合、その運営体制と現行名称「原子核三者若手夏の学校」の間に乖離が生じる。また、本年の基礎物理学研究所との予算協議においても、「三者」の名称について再検討すべきとの指摘を受けている。

このため、本会の活動実態に即した日本語名称への変更が強く求められる。

■名称候補 センター校からは、以下の名称案を提示する。

(1) 原子核素粒子若手夏の学校

本会運営団体の英語名称 “Young Nuclear and Particle Physicists Group of Japan” に対応した名称であり、現在の活動実態を直接的に反映する案である。従来の名称との連続性も保たれ、対外的にも説明しやすいことが利点として挙げられる。

(2) 素核夏の学校

「原子核・素粒子分野」の略称を用いた案である。現行名称より簡潔で親しみやすく、広報・告知等にお

いても扱いやすいことが期待される。

(3) その他

総会において上記以外の名称案が提案された場合には、それらを含めて審議するものとする。

■運営団体「原子核素粒子三者若手 (YONUPA)」の名称について

運営団体名称の変更については本総会では決定せず、2027 年度センター校および事務局校に名称案の検討および決定を委任することを提案する。

運営団体「原子核素粒子三者若手 (YONUPA)」は、夏の学校とは独立した名称として使用されており、夏の学校名称の変更に伴い直ちに変更を要するものではない。このため、本総会での議論を踏まえ、2027 年度センター校および事務局校において適切な名称案を検討するものとする。

■施行年度

夏の学校名称については、本総会において変更が決定された場合、2027 年度夏の学校より新名称を用いることを提案する。

また、運営団体名称については、2027 年度センター校および事務局校において変更が決定された場合、同年度より新名称を用いるものとする。

これに伴い、総会資料、Web ページ、広報資料、予算申請書類等についても、2027 年度より新名称へ移行する。

3.5 想定質問集

■ Q. 「高エネルギー分野の関係機関との協力・支援体制の構築」とあるが、具体的な見通しはあるのか。

A. 現時点で具体的な協議は開始しておらず、協力の確約を得ている機関はない。高エネルギー物理学研究者会議および高エネルギー加速研究機構素粒子原子核研究所とは、これまで協賛・後援等を通じて関係を築いてきたことから、本案が採択された場合には、これらの関係機関を含め協力を要請することが考えられる。ただし、現時点では協議を行っておらず、協力が得られるかどうかは未定である。

■ Q. 高エネルギーパートは将来的に再開する可能性もあるのではないか。現時点で廃止まで決定する必要はあるのか。

A. 高エネルギーパートは 2016 年度以降休止が続いており、本会はこれまで再興に向けた取組を続けてきたものの、主体的な運営体制を再建するには至っていない。基礎物理学研究所からの指摘は、このような活動実態と運営体制との整合性について改めて検討を求めるものと受け止めており、本議案はその実態を正式な運営体制に反映することを目的としている。

また、現時点では高エネルギーパートを再興できる見通しは得られていない。近年は参加者数の低迷が続いていることに加え、高エネルギー分野には高エネルギー物理春の学校という継続的な交流の場が既に定着しており、本議案によって高エネルギー分野の学生・若手研究者の交流機会が不足するとは考えていない。

■ Q. 高エネルギーパートを廃止することは、高エネルギー分野を本会の主要な対象分野から外すという意味表示になるのではないか。

A. そのような意思表示を行うものではない。本会は今後も原子核・素粒子・高エネルギーを含む広い分野の若手研究者の交流を目的とする団体であり、その方針に変更はない。本議案は、高エネルギーパートという独立した運営体制のみを廃止するものである。今後も高エネルギー分野に関する講義や企画は、2019 年度の例と同様に、素粒子・原子核パートの一部として実施することを想定している。

■ Q. 高エネルギーパートを廃止した場合、高エネルギー加速研究機構素粒子原子核研究所や高エネルギー物理学研究者会議からの協賛・後援はどうなるのか。

A. 本議案は、高エネルギーパートの位置付けおよび夏の学校の名称を見直すものであり、その活動実態、並びに協賛・後援機関との関係を変更するものではない。今後も協賛・後援は継続してお願いする方針であり、その可否については各機関の判断による。

■ Q. 高エネルギーパートを廃止しても、高エネルギー分野の学生は参加できるのか。

A. 本議案は高エネルギー分野の参加を制限するものではない。高エネルギー分野の学生・若手研究者は従来どおり参加でき、必要に応じて高エネルギー分野の講義や企画を実施することも妨げない。本議案で廃止するのは、高エネルギーパートという独立した運営体制のみであり、2016 年度以来の活動実態に変更を加えるものではない。

4 ハラスメント相談窓口の外部委託の提案

2026 年 7 月 27 日

文責：下垣春嘉 (奈良女子大学)、安田航一朗 (UCLA)

4.1 ハラスメント対策委員会の現状

ハラスメント対策委員会は、夏の学校におけるハラスメントの防止や解決、対策を担う三者若手役職校のうちの一つである。そのため、夏の学校においてハラスメント講習や会場の巡視といった業務のほか、相談窓口を設置しハラスメント相談に対応することでハラスメント対策を行っている。

一方、2025 年度ハラスメント実態調査では、ハラスメントに関するアンケート結果について、「ハラスメント問題について考えさせられた」「相談窓口は抵抗なく利用できる」といった設問において、2023 年度と比較して否定的な回答数が増加している (表 1)。回答者数の増加を考慮しても、相談窓口の利用に抵抗を感じる参加者が一定数存在することが示されており、相談体制について検討を行う必要がある。

表 1 2023 年度と 2025 年度との回答の比較

質問内容	2023 年度	2025 年度
全体の回答数	24	72
ハラスメント問題について考えさせられた (いいえ)	5 (20.9%)	27 (37.5%)
【ハラスメント講習会】相談窓口は抵抗なく利用できる (いいえ)	1 (4.2%)	10 (14.9%)

また、現行の相談体制は学生主体で運営されており、相談対応は委員が担っている。しかし、委員はハラスメント相談の専門家ではないため、専門的な知見を要する相談への対応には限界があること、相談対応に伴う心理的負担が大きいこと、さらに相談員の確保が特定の委員や大学に偏りやすいことなど、運営上の課題も存在している。

以上を踏まえ、参加者が安心して相談できる体制を整備するとともに、相談対応の専門性の向上および委員会運営の持続可能性を確保することを目的として、ハラスメント相談窓口を外部機関へ委託することを提案する。

4.2 外部機関の詳細及び委託業務について

外部機関への委託先として「株式会社 SISTRES」(URL: <https://www.borderless-japan.com/social-business/sisters/>) を提案する。

同社は、イベントにおけるハラスメント対策の実績を有するとともに、学生間のハラスメント事案にも対応可能である。本研究会に適した外部機関を検討した結果、これらの要件を満たす点が他機関と比較して大きな特長であるため、選定に至った。

4.2.1 委託先が担う業務内容

1. 相談窓口の設置・相談対応

SISTRES では心理士との相談を行うことができる。このことのメリットとして、相談員による二次加害の防止や第三者が介入することによる心理的ハードルの低下、担当者の負担の軽減が挙げられる。SISTERS への相談の流れは次の通りである。

(a) 一次相談

主に相談フォーム (Microsoft Forms) を通じて相談する。

(b) 二次相談

相談者の希望により、心理士と面談することができる。

(c) 三次相談

必要時にのみ、ハラスメント解決に向けて SISTERS によるハラスメント対策室が設置される。

なお、実名・匿名での相談が可能である。また、相談者によって相談内容がハラスメント対策委員会に共有されるかどうか選ぶことができるが、緊急性の高い場合はその限りではない。相談内容について、誰に共有されるか、どこまで内容が共有されるかは相談者によって選ぶことができる。ただし、相談件数や相談種別など個人が特定できないような情報としては当委員会に報告・共有される。

2. ガイドラインの策定

夏の学校開催期間中におけるハラスメントに関するガイドラインの策定を行ってもらう。

- 相談窓口の適用範囲、相談方法、相談後の流れ
- 当委員会と同社における処置について
- ハラスメントの被害者・加害者・目撃者に対する行動指針

の明文化がされる。

3. 研修の実施

ハラスメント講習会を SISTERS に実施してもらう。ロールプレイを中心とした 30 分程度の研修を実施し、よりハラスメントに対する正しい対処を身に着けることができる。

4.2.2 費用について

2027 年度以降の委託業務と費用の概算について次を提案する。

- 委託業務：ハラスメント講習会の実施、相談窓口の設置・相談対応 (計 5 件の相談と計 1 件の心理士との面談を含む)
- 費用概算：¥170,000 (+講師の旅費)

規定の件数を超えると追加費用が発生する。相談 1 件につき ¥5,000、心理士との面談は 1 件につき ¥10,000 かかる。

4.3 外部委託による費用の財源について

外部委託における費用については、現状のままで捻出可能であると考えている。コロナ禍以降の夏の学校における次年度繰越金額と前年度との差が表 2 である。2024 年度においては繰越金の増額による外部団体からの支援額の減額があったが、傾向として 20 万円以上は黒字である。この額をハラスメント相談窓口の外部委託に充てることを提案する。

表 2 2023 年度から 2025 年度の次年度繰越金と前年度差
2024 年度秋の総会、2025 年度夏の総会、2025 年度秋の総会の議案書より

年度	次年度繰越金	前年度差
2025(予算案)	¥1,068,512	+ ¥253,086
2024	¥815,426	- ¥445,826
2023	¥1,261,252	+ ¥423,397

4.4 外部機関設置後の委員会の業務について

ハラスメント対策委員会はハラスメント防止・解決に取り組み、個別の相談対応は行わない。今後は以下の活動を行う。

1. ハラスメント防止の取り組み
会期中の会場の巡視、相談窓口の周知
2. 外部機関（SISTER）との連携、ハラスメントの対処
3. 緊急時対応
4. 再発防止・環境改善
外部機関からの助言を受けた対応、役職校への改善提案、ハラスメントの実態把握、報告書の作成

表 3 ハラスメント対策委員会と外部機関の役割分担（案）

業務	委員会	外部機関（SISTERS）
制度・相談窓口の案内	○	—
ハラスメントの相談対応	×	○
当事者への助言	×	○
会場での緊急対応	○	△（必要に応じて助言）
ハラスメント防止施策・運営改善の検討	○	△（必要に応じて助言）

4.5 想定される質問とその回答

Q1. 外部機関以外の相談窓口は無くなるのか。従来のハラスメント対策委員会の相談窓口はどうなるのか。

A1. ハラスメント対策委員会が従来設置していた「相談対応を行うための窓口」は外部委託後は設置しない。

代わりに、「ハラスメント事例報告窓口」として現在運用している Google form を引き続き運用する。しかし、ここに寄せられた事例に対しての相談対応は行わない。また、外部への相談がためられる際には、ハラスメント対策委員が支援・仲介することは可能である。

Q2. 相談件数が規定の件数以上寄せられた際はどうか。

A2. 追加費用を支払う。そして次年度の契約内容の見直しやハラスメント対策の強化を行う。